

第八八回

参第八号

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を改正する法律（案）

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「百九・五パーセント」を「四十・一五パーセント」に、「百九・八パーセント」を「四十・二六パーセント」に、「〇・三パーセント」を「〇・一一パーセント」に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第四項とする。

第十一条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（質屋営業法の一部改正）

2 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条を削る。

（経過措置）

3 この法律の施行前にした利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約に係るこの法律の施行後の利息の受領については、なお従前の例による。

理 由

高金利の金銭の貸付けによる弊害にかんがみ、処罰される高金利の限度を引き下げるとともに罰金の多額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。